

福島市地域見守りネットワーク協定書

福島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしと地域における見守り体制を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力のもと、高齢者、障がい者、子ども等見守りを必要とする者（以下「対象者」という。）の安否及び異変の早期発見及び早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（緊密な連携保持）

第2条 甲及び乙は、協力をを行うに当たり、平素から緊密な連携を保つよう努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 本協定に基づき、乙は甲に対し、配達、集金、修繕工事等、地域において行われる業務において、対象者の事故又は異変を把握した場合における連絡等、必要となる協力を別記に従い行うものとする。

2 甲及び乙は、対象者の安全及び安心に係る情報交換を隨時行うものとする。

（配慮事項）

第4条 本協定の運用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本協定の締結により、甲は乙に対し、特別な権限を与え、又は責任を負わせるものではないこと。
- (2) 本協定に定める活動は、乙に危険が及ばない範囲において行う活動であること。
- (3) 乙は、本協定を営業行為等で利用する際には、市民の信用失墜を招かないように充分留意すること。
- (4) 乙は、本協定を利用しての政治的、宗教的な活動を行わないこと。

（守秘事項）

第5条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。

（有効期間等）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が市民の信用失墜を招いたと認められるときは、甲は本協定を一方的に破棄することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島市五老内町3番1号
福島市長 馬場 雄基

乙